

## 多剤耐性結核菌の輸送

2013年2月7日

多剤耐性結核菌は感染症法の3種病原体等です。

多剤耐性結核菌が公道を使って移動する場合、  
各都道府県の公安委員会に届出が必要

運搬証明書が交付されるまでの期間：

移動が同一の都道府県内なら1週間、複数の都道府県を通過するときは  
2週間が必要

運搬の手段：（基本的に移動は車か航空機）

- 1) 専門的知識を有する運搬会社に委託
- 2) 自施設で行う

（同行人と運転手が必要：どちらかが運行責任者となる）

詳しいことは各都道府県の公安委員会に相談する

